

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

第5回 運営委員会

議 事 次 第

平成 18 年 3 月 1 日 (水)
10 : 00 - 12 : 00
日 内 会 館

議 事

1. 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の状況について
 - ・各地域の実施状況について
 - ・新潟県における事業開始について
2. これまでの主な相談事例・受付事例について
3. 各種資料の確認
 - ・評価結果報告書（ひな形）
 - ・事例が発生した際の中央事務局への報告について（様式）
 - ・モデル事業における公表について
4. 情報の取扱について
5. 今後の取組について
 - ・事業実施体制の見直しについて
 - ・各種規定の整備について
 - ・事業実施報告書について
 - ・周知について
6. その他

(資料)

資料 1 新潟県におけるモデル事業の流れ

資料 2 評価結果報告書のひな形 (案)

資料 3 事例が発生した際の中央事務局への報告について

資料 4-① モデル事業における公表要領 (案)

資料 4-② 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について
(ご説明・同意書)」

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について
(医療機関用)」

資料 5 情報の取扱表

資料 6 事業実施報告書 項目案

資料 7 パンフレット・ハンドブック案

(参考資料)

参考 1 検視等の仕組み

参考 2

- ・ 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」フローチャート
- ・ モデル事業「標準的な流れ」
- ・ 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」共通事項
- ・ 調査依頼の取扱規定

参考 3 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」
第 4 回運営委員会議事概要 (案)

(別紙)

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
運営委員会委員名簿

稲葉 一人	科学技術文明研究所特別研究員
上原 鳴夫	東北大学大学院医学系研究科社会医学講座 国際保健学分野教授
大井 洋	東京都福祉保健局医療政策部医療安全課長
勝又 義直	名古屋大学大学院医学系研究科教授
加藤 良夫	南山大学教授
木村 哲	国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター長
楠本 万里子	日本看護協会常任理事
黒田 誠	藤田保健衛生大学医学部病理部教授
児玉 安司	三宅坂法律事務所弁護士
佐伯 仁志	東京大学法学部教授
鈴木 利廣	すずかけ法律事務所弁護士
瀬戸 暁一	鶴見大学歯学部付属病院長
高本 眞一	東京大学大学院医学系研究科臓器病態外科学心臓外科 ・呼吸器外科
寺岡 暉	日本医師会副会長
樋口 範雄	東京大学法学部教授
山口 徹	国家公務員共済組合連合会虎の門病院院長

(敬称略・五十音順)

オブザーバー	厚生労働省 警察庁 法務省
--------	---------------------

事務局	(社) 日本内科学会
-----	------------

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」
新潟県モデル地域の実施体制について（案）

1 実施体制

- (1) 実施機関
新潟大学
- (2) 協力機関
長岡赤十字病院

2 対象とする医療機関

新潟県内の医療機関

3 調査受付窓口

新潟大学大学院医歯学総合研究科法医学分野内 モデル事業事務局

- ・ 電話 025-223-6186
- ・ ファックス 025-223-6186

4 受付日時

- (1) 事業開始 平成 18 年 3 月 27 日（予定） （広報開始 平成 18 年 3 月早々）
- (2) 受付曜日 月曜日から金曜日まで
- (3) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

5 中心となるスタッフ

- (1) 総合調整医
 - ・ 山内 春夫 新潟大学医学部 法医学教授
 - ・ 内藤 眞 新潟大学医学部 病理学教授
 - ・ 江村 巖 長岡赤十字病院病理部長
- (2) 解剖担当医
 - ・ 新潟大学及び新潟県内 病理医
 - ・ 新潟大学 法医
- (3) 調整看護師
(調整中)

6 主たる解剖施設

新潟大学医歯学総合病院
長岡赤十字病院

7 医療機関等への周知方法

新潟県福祉保健部を通じて周知する予定

評価結果報告書のひな形（案）

地域評価委員会は評価結果報告書の作成にあたっては、臨床経過について検討し、医学的評価を行うこととし、以下の内容を盛り込むこととする（法的評価は行わない）。

ただし、全体の構成、各項目の表現、順序については地域評価委員会に委ねる。

1. 評価結果報告書の位置づけ・目的

- ・モデル事業及び評価結果報告書の位置づけ、目的について
- ・例：

当該モデル事業は診療行為に関連した死亡について、適正な死因究明及び医療の評価結果を提供することで医療の透明性の確保を図るとともに、同様の事例の再発を防止するための方策を検討し、医療安全の向上の一助となることが趣旨目的である。

この報告は〇〇について、その原因究明のために設置された地域評価委員会の調査結果、評価結果を取りまとめるとともに、同様の事例の再発防止策の提案を行うものである。

2. 臨床経過の概要

- ・臨床評価医による調査結果
経時的に臨床経過・事案発生後の対応を含めて記載

3. 解剖結果の概要と死因

- ・解剖担当医、臨床立会医によって作成した解剖結果報告書の概要
- ・死亡の原因について
死亡と医療行為との因果関係について
素因・既往症と臨床経過、死亡との関連について
等

4. 臨床経過に関する医学的評価

- ・ 臨床診断の妥当性
- ・ 手術、処置等、診療行為の妥当性
- ・ 院内体制との関係

システムエラーとしての観点から記載

- ・ 医療機関調査委員会の活動や報告書の内容との関係

5. 結論（要約）

- ・ 例：

①経過；患者は〇年〇月〇日、〇〇という診断の下、〇〇の目的で
〇〇（診療行為）が行われた。

②調査及び評価の結果；死因は〇〇であり、死亡と〇〇（診断／診療行為）との関係はない／〇〇という関係があった／〇〇であるため、やむを得なかった、と考える。

6. 再発防止策の提言

- ・ 評価結果を踏まえて同様の事例の再発防止に資する提言を記載。

- ・ 例：

本事例は〇〇が原因で死亡したことから、〇〇にあたっては〇〇に留意する必要がある、その旨医療現場に周知すべきである。

7. 参考資料

- ・ 評価委員名簿（主たる所属学会／サブスペシャリティ学会）と役割（委員長名を含む）
- ・ 評価委員会の開催など調査及び評価の経緯（年月日）
- ・ 依頼医療機関の事案調査報告書等

※ 関係者への説明や実績報告書への記載に用いる「評価結果の概要」を添付する。「評価結果の概要」の作成にあたっては、遺族、医療機関のプライバシーに十分配慮する。

※ 解剖結果報告書を添付する。

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」

事例が発生した際の中央事務局への報告について

各地域において事例が発生した際、事例にかかる手続き等について確認を行うため、地域受付窓口は、中央事務局に以下のとおり、解剖の翌日に報告を行う。

以下の項目にかかる報告日現在の状況について、該当する部分を記入、または丸印をつけてください。

報告日 平成 年 月 日
(解剖の翌日：遅れる際はその旨連絡のこと)

地域 _____ 報告者氏名 _____

○ モデル事業の状況について

問1. 受付日 平成 年 月 日

問2. 解剖日 平成 年 月 日

問3. 解剖施設の確保について（大阪・兵庫以外）

1. 当番施設
2. 当番ではない施設

確保方法：

問4. 臨床立会医の確保について

1. モデル事業登録医
2. モデル事業に登録されていない医師

確保方法：

問5. 臨床立会医の所属について

1. 解剖施設所属医師
2. その他

問6. 解剖担当医の確保について

- (法医) 1. 当番医 2. 当番ではない医師
(病理) 1. 当番医 2. 当番ではない医師

問 7. 解剖担当医の所属について

- (法医) 1. 解剖施設所属医師 2. その他
(病理) 1. 解剖施設所属医師 2. その他

問 8. 調整看護師の対応について（複数選択可）

1. 電話のみで対応 2. 解剖施設に行った 3. 依頼医療機関に行った

問9. その他、解剖の手続き等にかかる留意事項、問題点について

依頼医療機関担当医師と解剖担当医、臨床立会医とが同一出身大学、同一医局等何らかの関係がある場合はその旨を具体的に記載

○ 事例の状況について

問 10. 年 齡 _____ 歲

問 11. 性別 1. 男 2. 女

問 12. 診療の状況（モデル事業申請書より経過について 100 字～150 字程度で要約）

※公表が認められている事例については、診療の状況について、下記を参考に中央事務局で公表内容を作成する場合があります。

問 13. 事例に係る医療機関の数

1. 1 件 (→問 15 ～) 2. 複数 (件)

問 14. 事例に複数の医療機関が関係している場合の、依頼書の有無について

1. すべての医療機関より依頼書を得ている
2. 一部の医療機関より依頼書を得ている

（具体的な状況；

問 15. 「関係者への説明」に関する遺族への説明について

1. 説明を行った（説明者；
2. 説明を行っていない（→問 18 へ）

（理由；

問 16. 「関係者への説明」に関するご遺族の同意状況について

1. 書面の同意を得ている
2. 口頭の同意を得ている
3. 拒否
4. 保留

（今後の予定があれば記載；

問 17. 「関係者への説明」に関する依頼医療機関の同意状況について

1. 書面の同意を得ている
2. 口頭の同意を得ている
3. 拒否
4. 保留

（今後の予定があれば記載；

問 18. 依頼医療機関の医師の解剖への立会について

1. 無
2. 有（ご遺族の同意の有無等、具体的な状況について；

問 19. 医師法 21 条との関係について（把握している範囲内で記載）

1. 医療機関からの届出 有
→届出の状況 i. モデル事業申請前に医療機関が届出
 ii. モデル事業申請後に総合調整医の助言により届出
2. 医療機関からの届出 無

問 20. 検視等の実施について（把握している範囲内で記載）

1. 見分（死体取扱規則）が行われた
2. 検視（刑事訴訟法 229 条）が行われた
3. 実況見分（犯罪捜査規範）（検証・刑事訴訟法 218 条を含む）が行われた
4. 検視等を行われていない

問 21. 死体解剖保存法第 11 条との関係について

1. 届出 不要
2. 死体解剖保存法 11 条に基づいて警察に届け出た

問 22. その他、事例にかかる留意事項、問題点について

[]

今後、状況について変更があった場合は、中央事務局に報告ください

「診療行為に関する死亡の調査分析モデル事業」 関係者への説明について (案)

1 基本的考え方

- 本モデル事業は、公的な性格を有するため、患者、医療機関のプライバシーを保護しつつ、以下の対応方針に基づいて医療関係者、報道関係者等に対し個別事例にかかる情報を提供する。

2 対応方針

(1) 説明者

- 中央事務局（日本内科学会）が対応する。

※必要に応じて厚生労働省から支援

- ・遺族・依頼医療機関が公表を望む場合は自ら行うことができる。

(2) 説明内容（別紙 1 参照）

- 対象者に関する内容については、年齢（10 歳刻み）、性別、診療の状況（簡潔な内容）とする。
- モデル事業における対応状況については、受付地域、申請受付日、解剖実施日とする。

(3) 説明方法

- 遺族、医療機関には「関係者への説明」についてあらかじめ知らせることとする。
- 「対象者について（年齢・性別・診療の状況）」は関係者からの求めに応じて説明する（HP には掲載しない）。
- 「モデル事業における対応状況（受付地域、申請受付日、解剖実施日）」は関係者からの求めに応じて説明する（実績報告書、HP にも掲載）。
- 「評価結果の概要」は、関係者からの求めに応じて説明するとともに、実績報告書に掲載する（HP には掲載しない）。

	関係者に説明	実績報告書	HPへの掲載
モデル事業における対応状況 (受付地域・申請受付日・解剖実施日)	○	○	○
対象者について (年齢・性別・診療の状況)	○	○ (「評価結果の概要」に含まれる)	×
評価結果の概要	○	○	×

(4) 手順について

(i) 申請受付時

- 医療安全の向上を目的とし、国庫補助事業として実施されていることに鑑み、モデル事業の実施状況について、プライバシーに配慮した形で「対象者について（年齢・性別・診療の状況）」、「評価結果の概要」を関係者に説明することを、原則として医療機関が遺族に説明する。詳細な説明を求められた場合は、原則として調整看護師が総合調整医の援助を得て説明する。
- モデル事業窓口（調整看護師、総合調整医）が患者遺族に追加の説明をする場合は、「診療の状況」について、モデル事業申請書をもとに別紙1の様式で案文を準備することが望ましい。

(ii) 評価結果説明時

- 「評価結果報告書」そのものは公表しない。
- 地域評価委員会委員長から評価結果報告書について遺族及び依頼医療機関に説明する際、「評価結果の概要」（別紙2）をあわせて説明する。

(申請受付から解剖に至るまでの対応)

(案)

平成●年●月●日

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」中央事務局

診療行為に関する死亡の調査分析モデル事業の
対象となった事案について

1 対象者について

- 年齢： ●歳代（10歳刻み）
- 性別： ●性
- 診療の状況： （簡潔に）

2 モデル事業における対応状況

- 受付地域：
- 申請受付日：
- 解剖実施日：

(評価結果の概要について)

(案)

平成●年●月●日

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」中央事務局

診療行為に関する死亡の調査分析モデル事業の
対象となった事案について

- 診療の状況（簡潔に；原則として「申請受付から解剖に至るまでの対応（別紙 1）」と同じものとする）
- 評価結果（簡潔に；死亡と診療行為との因果関係を中心に記載）
- 再発防止策の提言

注：実績報告書の「評価結果・再発防止策の具体的内容」部分に上記内容を盛り込むこととする。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について
(ご説明・同意書)

このたび患者様には、不幸な転帰をむかえられたことを心よりお悔やみ申し上げます。

当院といたしましても、患者様の正確な死因について調査し、ご遺族にご説明させていただきたいと考えており、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」のご紹介をさせていただくことといたしました。

このモデル事業は解剖所見に基づいた正確な死因の究明と、診療内容に関する専門的な調査分析に基づき、診療行為と死亡との因果関係の評価を行うものであり、医療の透明性の確保と医療安全の向上を目的とし、厚生労働省の補助事業として関係学会の協力のもと、(社)日本内科学会が実施するものです。

このモデル事業では、患者様のご遺族に同意をいただいた上で、当院からモデル事業実施機関に対し、ご遺体の解剖と専門医による臨床面の調査を依頼いたします。

【事業の流れ】

- ① このモデル事業の流れや患者様に関する情報の取扱などについて、当院よりご説明いたします。
- ② これらの説明に対しご理解いただければ、ご遺族から書面による同意をいただきます。
- ③ ご遺族の同意書を添付し、当院からモデル事業の調査受付窓口へ調査申請書を提出いたします。
- ④ 調査受付窓口において、調査申請書に基づき、モデル事業の対象として受諾するかどうか判定されます。
- ⑤ モデル事業の対象となった場合には、ご遺体の解剖の準備と、患者様の診療録、X線フィルム等必要な資料のコピーを調査受付窓口(モデル事業担当者)へ提出いたします。また必要に応じ、モデル事業担当者により、関係者に対する聞き取り調査が実施されます。
- ⑥ 解剖は、モデル事業の解剖担当医(法医、病理医)とモデル事業の関係診療科担当医(臨床立会医)等の立ち会いの下で行われます。解剖では、ご遺体のいろいろな臓器(心臓・肺・肝・腎・脳など)や胃内容物、血液、尿など

について観察、検査するとともに、一部は検査のために保存されます。(解剖を行うにあたって、解剖の内容やご遺体のお引き取り方法などについて解剖担当医から説明があります。本同意書以外に解剖承諾書をいただく場合があります。)

- ⑦ 原則として患者様ご遺族、当院関係者は解剖に立ち会うことはできません。
 - ⑧ 解剖担当医により、解剖当日に死体検案書(または死亡診断書)が作成され、患者様ご遺族と当院に渡されます。死体検案書を修正した場合、ご希望に応じてご遺族にお渡しいたします。後日、解剖所見を整理、検討し、解剖結果報告書が作成されます。なお、解剖した結果、死体について犯罪と関係のある異状があると認められたときは患者様ご遺族、当院にその旨連絡をいただいた上で、死体解剖保存法 11 条に基づき解剖担当医から警察に届出が行われることとなります。
 - ⑨ 解剖後はご遺体を清拭し死化粧を施すなど、礼を失わないよう配慮されます。
 - ⑩ 解剖結果と臨床面での調査をもとに、モデル事業担当医師や看護師、法律関係者等によって構成される地域評価委員会において、診療行為と死亡との因果関係の評価が行われます。
 - ⑪ 地域評価委員会において通常約 3 ヶ月で評価結果報告書が作成されます。評価結果報告書の内容については、地域評価委員会から、原則として同一機会に患者様ご遺族と当院へ説明が行われます。
 - ⑫ (社)日本内科学会内に設置された運営委員会にて、評価結果報告書をもとに今後の予防策、再発防止策について検討されます。
- * 患者の遺族とは、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。
- * 調査受付窓口：(各地域の受付窓口を明示する)

【個人情報の取り扱いについて】

このモデル事業で扱う資料等の多くが慎重に取り扱われるべき個人情報であることから、モデル事業の担当者には守秘義務がかけられており、また、提出した資料等は厳正に管理されますので、個人名、医療機関名などが公表されることはありません。

①使用、管理、保存

当院が提出した診療録等の写し等は、モデル事業において調査、評価にかかわる医師、地域評価委員が使用し、調査終了後に医療機関に返却又は破棄されます。評価結果報告書の写しは、(社)日本内科学会内に設置されているモデル事業中央事務局に送付され、運営委員会にて使用されます。解剖結果報告書、評

評価結果報告書、その他関係の書類はモデル地域において調査受付窓口が管理を行い、調査終了後少なくとも5年間保存します。

②情報提供

死体検案書（又は死亡診断書）は解剖担当医より提供されます。また、評価結果報告書はモデル事業の地域評価委員会より提供されます。解剖結果報告書は評価結果報告書と共に提供いたします。

③関係者への説明とプライバシーの保護について

このモデル事業は、医療安全の向上を目的とし、国庫補助事業として実施されていますので、モデル事業の実施状況について、医療関係者や国民、報道関係者などに対して広くお知らせし、ご理解いただきたいと考えております。

関係者への説明の際に、個人名や医療機関名が特定される情報が提供されることはありません。

関係者への説明項目は次のとおりです。

1. 受付地域（例：東京）、モデル事業への申請日、解剖の実施日
2. 患者様の年齢（例：40歳代）、性別、生前の診療状況（例：胆石の診断のもとに、内視鏡を用いた手術を行ったところ、腹膜炎を併発し、加療の後死亡）
3. 評価結果の概要（評価結果報告書の説明の際、モデル事業担当者から説明があります）

このモデル事業によって、患者様がお亡くなりになった原因が究明され、また、評価の結果を踏まえて同様の原因による死亡を防ぐための努力が行われますので、関係者へ説明を行うことについて、ご理解願います。

【モデル事業による調査分析の同意】

以上の説明のとおりこのモデル事業の内容等にご了解の上、モデル事業による調査、分析に同意いただける場合は、6 ページの同意書に必要事項をご記入ください。

なお、調査受付窓口の受付状況や患者様ご遺族のご要望によっては、依頼が受諾されないことがありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

地域調査受付窓口：(各地域受付窓口連絡先を明記する)

同 意 書

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について、その内容に同意し、モデル事業による調査分析に同意いたします。

医療機関名
管理者氏名

殿

平成 年 月 日

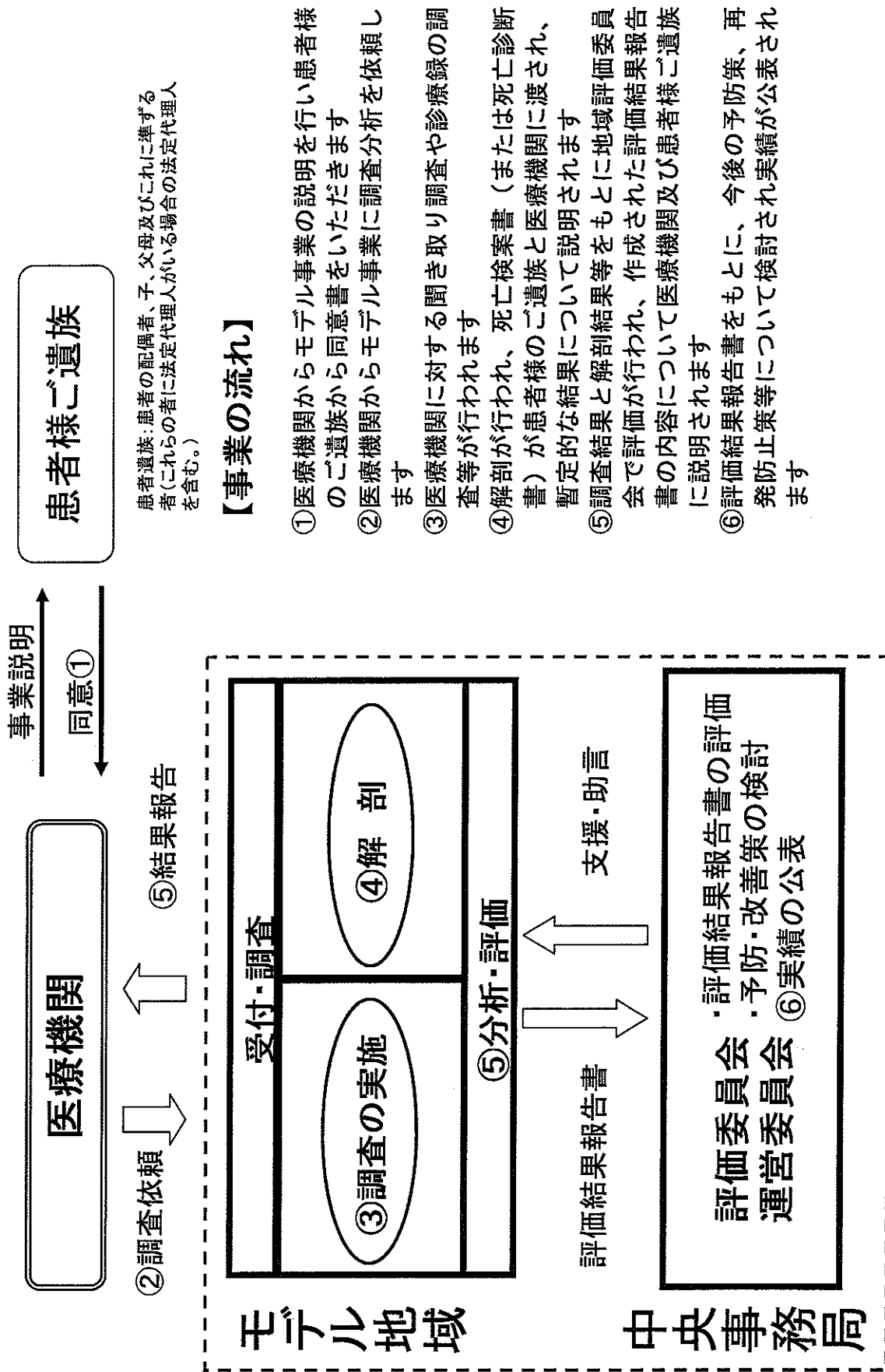
患者様氏名： _____

ご遺族（代理人）氏名： _____ 印

続柄： _____

医療機関側説明者氏名： _____ 印

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(標準)



診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について

(医療機関用)

【目的】

医療の質と安全性を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について解剖所見に基づいた正確な死因の究明と、診療内容に関する専門的な調査分析に基づき、診療上の問題点と死亡との因果関係の評価と、再発防止のための方策が専門的・学際的に検討され、広く改善が図られることが重要です。

このモデル事業は、厚生労働省の補助事業として関係学会の協力のもと、(社)日本内科学会が実施するものであり、医療機関から診療行為に関連した死亡について調査依頼を受け付け、臨床医、法医及び病理医を動員した解剖と専門医による臨床面の調査を実施し、死因究明及び再発防止策を総合的に検討することとしています。

また、このモデル事業は、患者のご遺族と医療機関に適正な死因究明及び医療の評価結果を提供することで医療の透明性の確保を図るとともに、医療安全の向上の一助とするものであり、関係者の法的責任の追及を目的とするものではありません。

なお、この事業にご参加いただいても、これまで同様、医療機関からご遺族への十分な説明と情報提供が行われる必要性については変わるものではないことを申し添えます。

【事業の流れ】

- ① 「調査依頼の取扱規定」の内容をご確認いただき、ご了承いただいた上、このモデル事業に調査分析を依頼される場合は、患者様ご遺族にこのモデル事業に関する説明を行った上で、書面による同意をとっていただきます（「個人情報 の取扱いについて」を含む）。
 - ② ご遺族の同意をとった上で、「調査依頼の取扱規定」3 ページの「調査申請書」に事案の概要を記入し、あらかじめ電話連絡の上、ご遺族の同意書とともに調査受付窓口へ FAX していただきます。
- 「調査依頼の取扱規定」2 ページの「医療機関における対象事案に関する証拠保全と初期の対応等」に基づき現状の保全等、必要な対応を行っていただきます。なお、複数の医療機関にわたって医療行為が行われており、それぞれ調査が必要な場合は、それぞれの医療機関からの依頼をいただきます。
- ③ 調査受付窓口がモデル事業の対象として受諾した場合、解剖の準備へのご協

力と、診療録、X線フィルム等必要な資料のコピーを提出いただきます。また必要に応じ、モデル事業担当者により、当該事案の関係者に対する聞き取り調査を実施します。

- ④ 解剖は、解剖担当医（法医、病理医）とモデル事業の関係診療科担当医師（臨床立会医）等の立ち会いの下で行います。患者様ご遺族、医療機関関係者は解剖に立ち会うことができません。
- ⑤ 解剖後はご遺体を清拭し死化粧を施すなど、礼を失わないように配慮しますが、医療機関のご協力をいただく場合があります。
- ⑥ 解剖担当医は、解剖当日に死体検案書（または死亡診断書）を作成し、患者のご遺族と医療機関にお渡しします。死体検案書を修正した場合、ご希望に応じてお渡しいたします。後日、解剖所見を整理、検討し、解剖結果報告書を作成します。なお、解剖した結果、死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは、患者様ご遺族、医療機関に対しその旨をご連絡した上で、死体解剖保存法 11 条に基づき警察に届けます。
- ⑦ 解剖結果と臨床面での調査をもとに、モデル事業担当医師や看護師、法律関係者等により構成される地域評価委員会において診療上の問題点と死亡との因果関係の評価を行います。その際、医療機関の調査委員会にご協力いただく場合があります。
- ⑧ 地域評価委員会において通常約 3 ヶ月で評価結果報告書を作成し、医療機関へご報告いたします。報告書の内容については、原則として患者様ご遺族と医療機関に対して同一機会に説明します。
- ⑨ （社）日本内科学会内に設置された運営委員会にて、評価結果報告書をもとに今後の予防策、再発防止策について検討されます。

* 注：患者の遺族とは、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。

* 調査受付窓口：（各地域の受付窓口を明示する）

【個人情報の取り扱いについて】

このモデル事業で扱う資料等の多くが慎重に取り扱われるべき個人情報であることから、厳正に管理を行います。

①使用、管理、保存

医療機関から提出された診療録等の写し等は、当該モデル事業において調査、評価にかかわる医師、地域評価委員が使用し、調査終了後に医療機関に返却又は破棄いたします。評価結果報告書の写しは、（社）日本内科学会内に設置されているモデル事業中央事務局に送付し、運営委員会にて使用されます。また、

解剖結果報告書、評価結果報告書、その他関係の書類は調査受付窓口が管理を行い、調査終了後少なくとも5年間保存します。

②情報提供

死体検案書は解剖担当医より提供いたします。また、評価結果報告書は提供いたします。解剖結果報告書は、評価結果報告書と共に提供いたします。

③関係者への説明

このモデル事業は、医療安全の向上を目的とし、国庫補助事業として実施されていますので、モデル事業の実施状況について、医療関係者や国民、報道関係者などに対して広くお知らせし、ご理解いただきたいと考えております。

関係者への説明の際に、個人名や医療機関名が特定される情報が提供されることはありません。

関係者への説明項目は次のとおりです。

1. 受付地域（例：東京）、モデル事業への申請日、解剖の実施日
2. 患者の年齢（例：40歳代）、性別、生前の診療状況（例：胆石の診断のもとに、内視鏡を用いた手術を行ったところ、腹膜炎を併発し、加療の後死亡）
3. 評価結果の概要（評価結果報告書の説明の際、モデル事業担当者から説明があります）

このモデル事業によって、死亡の原因が究明され、また、評価の結果を踏まえて同様の原因による死亡を防ぐための努力が行われますので、関係者へ説明を行うことについて、ご理解願います。

【モデル事業による調査分析のご依頼について】

以上の説明のとおりこのモデル事業の内容等にご了解の上、モデル事業による調査、分析をご依頼いただく場合は、医療機関の管理者により、5ページの依頼書に必要事項をご記入いただき、調査受付窓口へお送りください。

なお、調査受付窓口の受付状況や患者様ご遺族のご要望によっては、依頼をお受けできないことがありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

地域調査受付窓口：（各地域受付窓口連絡先を明記する）

依 頼 書

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について、その内容に同意し、モデル事業による調査分析を依頼いたします。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
調査受付窓口責任者 殿

平成 年 月 日

医療機関名： _____

医療機関管理者氏名(押印)： _____ 印

患者様氏名： _____

情報の取扱

【資料5】

	作成者	管理			
		地域受付窓口		中央事務局	
		受諾前	受諾後		
モデル事業申請書	医療機関	5年間	5年間		
事業報告書	医療機関	対象外は医療機関へ返却	5年間		
聴取記録	解剖担当医・臨床立会医・臨床評価医・調整看護師	対象外は破棄	5年間		
診療記録(複写物)	医療機関	対象外は破棄	調査終了後破棄		(地域支援) 使用後は地域に返却
患者遺族同意書	遺族	/	5年間		
医療機関依頼書	医療機関		5年間		
死体検案書	解剖担当医(執刀医)				
解剖結果報告書	解剖担当医(法医・病理)・臨床立会医		5年間		
解剖記録・調査記録(※)	解剖担当医(法医・病理)・臨床立会医・臨床評価医		5年間		
評価結果報告書	地域評価委員会		5年間		複写物は実績報告作成後、破棄
各種記録・議事録	評価委員会等		5年間		5年間
事業実績報告書	運営委員会				

(※) 地域によって作成されない場合がある。

情報の取扱2

情報開示・提供の主体			情報開示・提供先					
	開示・提供	医療機関・遺族への説明	遺族	依頼医療機関	裁判所	警察・検察	弁護士	マスコミ
モデル事業申請書								
事業報告書	無(1)	無(1)	開示しない(1)	(医療機関から提出)	提供しない(1)		提供しない(1)	
聴取記録				開示しない(1)				
診療記録(複写物)	無(2)	無(2)	提供しない(2)	(医療機関から提出)	提供しない(2)		提供しない(2)	
患者遺族同意書	地域受付窓口	無	開示する	開示する		刑事訴訟法197条2項に基づく照会について義務を免れるものではない	提供しない(3)	公表しない
医療機関依頼書	地域受付窓口	無	提供する	提供する	提供しない(3)			
死体検案書	解剖担当医	解剖担当医	提供する	提供する				
解剖結果報告書	地域受付窓口	解剖担当医	開示する	開示する	提供しない(1)			
解剖記録・調査記録(※)	無(1)	無(1)	開示しない(1)	開示しない(1)	提供しない(1)		提供しない(1)	
評価結果報告書	地域評価委員会	地域評価委員会委員長(指名した者)	提供する	提供する	提供しない(3)		提供しない(3)	
各種記録・議事録	無(1)	無(1)	開示しない(1)	開示しない(1)	提供しない(1)		提供しない(1)	
実績報告書	運営委員会					公表する		

(※)地域によって作成されない場合がある。

- (1)個人が特定されるような形式の書類を開示することによって、関係者の率直な意見表明が阻害される可能性は否定できない。従って、法令に基づく場合を除き、開示・提供しない(民事訴訟法、弁護士法)。
- (2)医療機関から提供されるべきものであり、モデル地域調査受付窓口及び中央事務局からの提供は行わない。
- (3)原則としてモデル地域調査受付窓口及び中央事務局からの提供は行わない。提供には依頼医療機関・患者遺族の同意を必要とする。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 事業実施報告書 項目（案）

I モデル事業の概要

1. 事業内容

- (1) 目的
- (2) 具体的な業務

2. モデル地域 （受付窓口）（準備中の地域についても記載）

3. 協力学会

4. 実施体制

- (1) 中央事務局（中央事務局長名、事務担当人数など）
- (2) 地方事務局（総合調整医数、調整看護師数、事務担当数など）
（協力医の確保の方法などについても記載）

5. 沿革 （実施開始年月日）

6. 運営委員会等 （開催の状況）

- (1) 運営委員会
- (2) 幹事会

II 事業の実施状況

1. 実績

2. モデル事業の実施状況

（各地域について、事例数、評価結果報告書発行数）

- (1) 東京都
- (2) 愛知県

- (3) 大阪府
- (4) 兵庫県
- (5) 茨城県
- (6) 新潟県

3. 事業内容の見直し状況

(当初定めていた手続き等について、実情に即して見直しを行った旨。相談事例の取扱／対象外事例の取扱／複数医療機関関与の場合／解剖立会／評価結果報告書の説明方法／地域からの報告／事例の公表 等について。)

4. 広報活動の状況 (各地域説明会の状況、HP開設について)

5. 収支の状況

Ⅲ 今後の対応方針

1. 平成 18 年度の計画

- (1) 体制整備 (各種規定の整備、運営委員会の見直しなど)
- (2) モデル地域の状況
(受付時間等の変更、検討中の地域の今後の予定など)

2. 課題と対応方針 (広報活動、人材の確保など)

- (1) モデル事業の運営上の課題
- (2) 制度に関連する課題

Ⅳ 参考資料

- ・ 関係規定
- ・ 予算
- ・ 資料 (遺族同意書/依頼医療機関依頼書など)
- ・ 関係法規

3月1日より 受付電話番号が変更になります

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」 東京地域事務局移転のお知らせ

社団法人日本内科学会
診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
(厚生労働省補助事業)
中央事務局長：山口 徹

本事業は、医療の安全と信頼の向上を図るべく厚生労働省補助事業（事業主体：社団法人日本内科学会）として平成17年9月1日より事業を開始としております。

おかげさまで、東京地域ではすでに9例を受付し、それぞれ死因究明と再発防止の検証を行なっているところでございます。事業の全般的な説明は昨年の医療機関向け説明会でも実施いたしましたが、本事業のHP（<http://www.med-model.jp/>）などもご参照いただくと幸いです。

さて本事業の更なる体制強化を目的に、平成18年3月1日より東京地域の事務局を下記に移転することとなりましたので、お知らせいたします。連絡先電話番号等も変更となりますのでよろしくお願い申し上げます。

記

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」東京地域事務局の移転

	新(平成18年3月1日～)		旧(～平成18年2月28日)
○事務局	〒113-0033 東京都文京区本郷5-23-13 田村ビル4階		〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学医学部法医学教室内
○連絡先	電 話	03-3813-3025	03-5841-3364
	F A X	03-3813-3026	03-5841-3368
	メール	tokyo.model@naika.jp	(変更なし)
○受付時間	月～金 9:00～17:00		(変更なし)

本事業に対する医療機関の皆様へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成18年度第1回 大阪地域責任者会議

議 事 次 第

平成18年2月3日(金)

18:00～19:00

病 院 長 室

議 事

1. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 大阪地域の状況について
第1例目のご報告
2. 大阪地域のシステム変更について
全例検視化のご相談
受付時間と受付地域の拡大
3. 大阪地域評価委員会のメンバー変更について
稲葉一人元判事の評価委員辞退
その他
4. その他
解剖時に予想される死因の臨床専門医と実際の死因の臨床専門医は異なるので、最終的に4者になることがある

(資料)

- 資料1 解剖事例概要報告
- 資料2 M06-01タイムテーブル
- 資料3 M06-01聞き取り調査報告書
- 資料4 モデル事業のシステム変更について
- 資料5 大阪地域評価委員会のメンバー変更について
- 資料6 大阪府における医療関連死モデル事業2006 (3枚ぐみ)

大阪府下関係機関各位 御中

平成 18 年 2 月 6 日

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

大阪事務局

総合調整医 的場 梁次

TEL 06-6816-9500

FAX 06-6816-9501

E-MAIL osaka.model@naika.jp

モデル事業のシステム変更について

平素は診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本事業のホームページ (<http://www.med-model.jp/>) がアップされておりますのでご覧ください。

さて、昨年 9 月のモデル事業開始より大阪地域では各病院から直接本モデル事業事務局への届出事例と共に、警察に届け出られた事例の一部についてもモデル事業の対象としておりましたが、前者は原則として警察による検視は必要としませんでした。しかしながら大阪府警から、診療行為に関連した死亡のすべてについて検視を行いたいとの申し出があり、事務局に届け出られた事例も検視が必要となりました。検視後司法解剖には当たらないと警察が判断したものだけが本モデル事業の対象となります。また、解剖後に発行された死体検案書には、検視済の印が必要になります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、平成 18 年 4 月 1 日より、受付日時が現行の月～木から月～金に変更、対象地区も大阪府下全域の病院に拡大されます。

本事業の趣旨等にご理解いただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| ○対象 | 大阪市内の病院及び大阪府内の大学付属病院
及び特定機能病院
(平成 18 年 4 月より 大阪府内の病院すべて) |
| ○調査受付窓口 | 大阪大学医学部法医学教室内
モデル事業事務局 |
| ○受付日時 | 月～木曜日 9:00-17:00
(平成 18 年 4 月より 月～金曜日 9:00-17:00) |

関係各位

平成 18 年 2 月吉日

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
大阪事務局 総合調整医 的場 梁次

TEL 06-6816-9500

FAX 06-6816-9501

E-MAIL osaka.model@naika.jp

大阪地域評価委員会のメンバー変更について

平素は診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、稲葉一人元判事は大阪地域評価委員会のメンバーであられましたが、このたび全体と大阪地域との兼務はできないとの理由で大阪地域評価委員を辞退されたので、お伝えいたします。

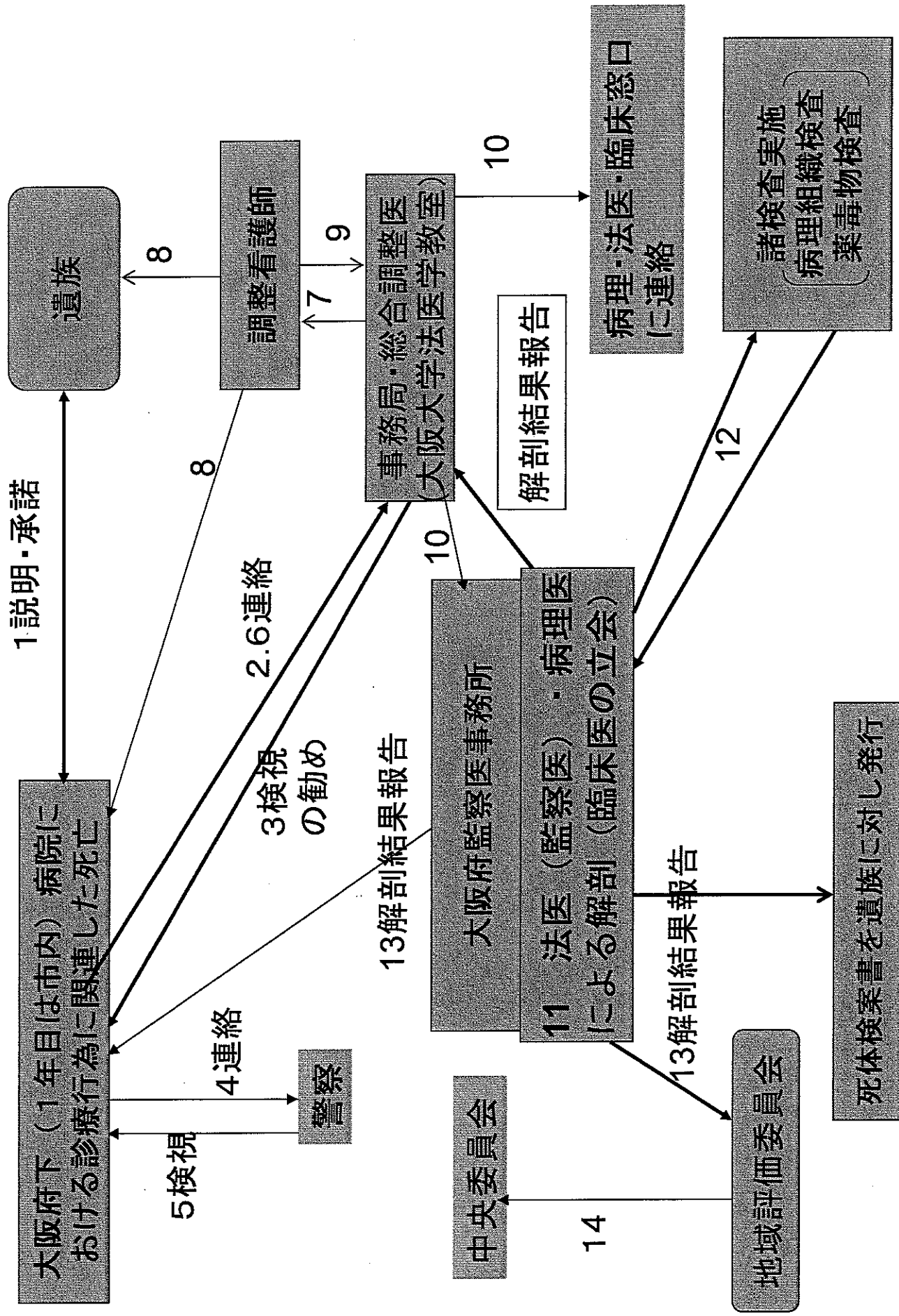
新しく評価委員に加わっていただく予定もございます。詳細が決まり次第、ご連絡いたします。

これにより、現在の大阪地域評価委員会(8名以内で構成の予定)のメンバーは

総合調整医	2名
	的場梁次 (大阪大学大学院医学系研究科 法医学)
	木村博司 (大阪府監察医事務所 所長)
市民代表	1名
	辻本好子 (ささえあい医療人権センター[COML] 代表)
法律家	1名
	小川雄介 (弁護士 小川雄介法律事務所)
解剖担当医	3名 (法医学者・病理学者・臨床医)
調整看護師	1名
	中西淑美 (大阪大学 CSCD 特任講師)
臨床評価医	1名
	調査担当医(臨床評価専門委員)

となっております。

以上よろしく願いいたします。



実績報告(件数)(地域:東京地域 1月)

実績報告（件数）（地域：東京地域）（年）					
相談	相談件数				4
		相談者	医療機関		4
			患者・患者遺族		0
			その他		0
		申請に至らなかった理由	医療機関からの同意を得ることができなかった		0
			ご遺族からの同意を得ることができなかった		0
			解剖の実施体制が取れなかった		0
警察への届出を勧めた				0	
その他				0	
申請	受諾件数				3
		そのうち、警察に届け出られた後、司法解剖とならず、当該モデル事業の対象となったもの			1
	受諾しなかった件数				1
		理由	ご遺族から解剖の承諾が得られなかった		0
			依頼医療機関において取扱規定を遵守できなかった		0
			（関係する医療機関からモデル事業参加の依頼がなかった）		0
			警察への届出を勧めた		1
その他				0	
解剖	解剖実施件数				3
		そのうち、死体解剖保存法11条に基づいて警察に届け出たもの			0
	解剖結果報告書作成済				3
調査	調査進行中				0
	調査終了				3
評価	地域評価委員会にて検討中				3
	評価結果報告書作成済				0
	中央評価委員会検討中				0
評価結果の内容	関係診療科	外科系			
		内科系			
		複数	外科系のみ		
			内科系のみ		
	評価結果について	内科・外科にわたる			
		病死			
		診療行為と死因に関係がある（以下複数選択）			
			医薬品		
			治療処置		
			医療機器		
検査					
療養上の世話					
	その他				
診療行為と死因との関係は不明					
評価結果の概要・再発防止策の具体的内容					

実績報告(件数)(地域:愛知地域 1月～2月24日)

相談	相談件数				
		相談者	医療機関		
			患者・患者遺族		
			その他		
		申請に至らなかった理由	医療機関からの同意を得ることができなかった		
			ご遺族からの同意を得ることができなかった		
解剖の実施体制が取れなかった					
	警察への届出を勧めた				
	その他				
申請	受諾件数			0	
		そのうち、警察に届け出られた後、司法解剖とならず、当該モデル事業の対象となったもの			
	受諾しなかった件数			0	
		理由	ご遺族から解剖の承諾が得られなかった		
			依頼医療機関において取扱規定を遵守できなかった		
			(関係する医療機関からモデル事業参加の依頼がなかった)		
警察への届出を勧めた					
その他					
解剖	解剖実施件数			0	
		そのうち、死体解剖保存法11条に基づいて警察に届け出たもの			
	解剖結果報告書作成済			1	
調査	調査進行中			1	
	調査終了			0	
評価	地域評価委員会にて検討中			1	
	評価結果報告書作成済			0	
	中央評価委員会検討中			0	
評価結果の内容	関係診療科	外科系			
		内科系			
		複数	外科系のみ		
			内科系のみ		
			内科・外科にわたる		
	評価結果について	病死			
		診療行為と死因に関係がある(以下複数選択)			
			医薬品		
			治療処置		
			医療機器		
			検査		
			療養上の世話		
			その他		
診療行為と死因との関係は不明					
評価結果の概要・再発防止策の具体的内容					

実績報告(件数)(地域:大阪地域 1月～2月24日)

相談	相談件数			5
		相談者	医療機関	3
			患者・患者遺族	0
			その他	2
		申請に至らなかった理由	医療機関からの同意を得ることができなかった	1
			ご遺族からの同意を得ることができなかった	2
			解剖の実施体制が取れなかった	0
			警察への届出を勧めた	0
			その他	2
申請	受諾件数			1
			そのうち、警察に届け出られた後、司法解剖とならず、当該モデル事業の対象となったもの	0
	受諾しなかった件数			0
		理由	ご遺族から解剖の承諾が得られなかった	0
			依頼医療機関において取扱規定を遵守できなかった	0
			(関係する医療機関からモデル事業参加の依頼がなかった)	0
			警察への届出を勧めた	0
			その他	0
解剖	解剖実施件数			1
			そのうち、死体解剖保存法11条に基づいて警察に届け出たもの	0
	解剖結果報告書作成済			0
調査	調査進行中			0
	調査終了			1
評価	地域評価委員会にて検討中			0
	評価結果報告書作成済			0
	中央評価委員会検討中			0
評価結果の内容	関係診療科	外科系		
		内科系		
		複数	外科系のみ	
			内科系のみ	
	評価結果について	病死		
		診療行為と死因に関係がある(以下複数選択)		
			医薬品	
			治療処置	
			医療機器	
			検査	
			療養上の世話	
			その他	
		診療行為と死因との関係は不明		
評価結果の概要・再発防止策の具体的内容				

実績報告(件数)(地域:兵庫地域 1月~2月24日)

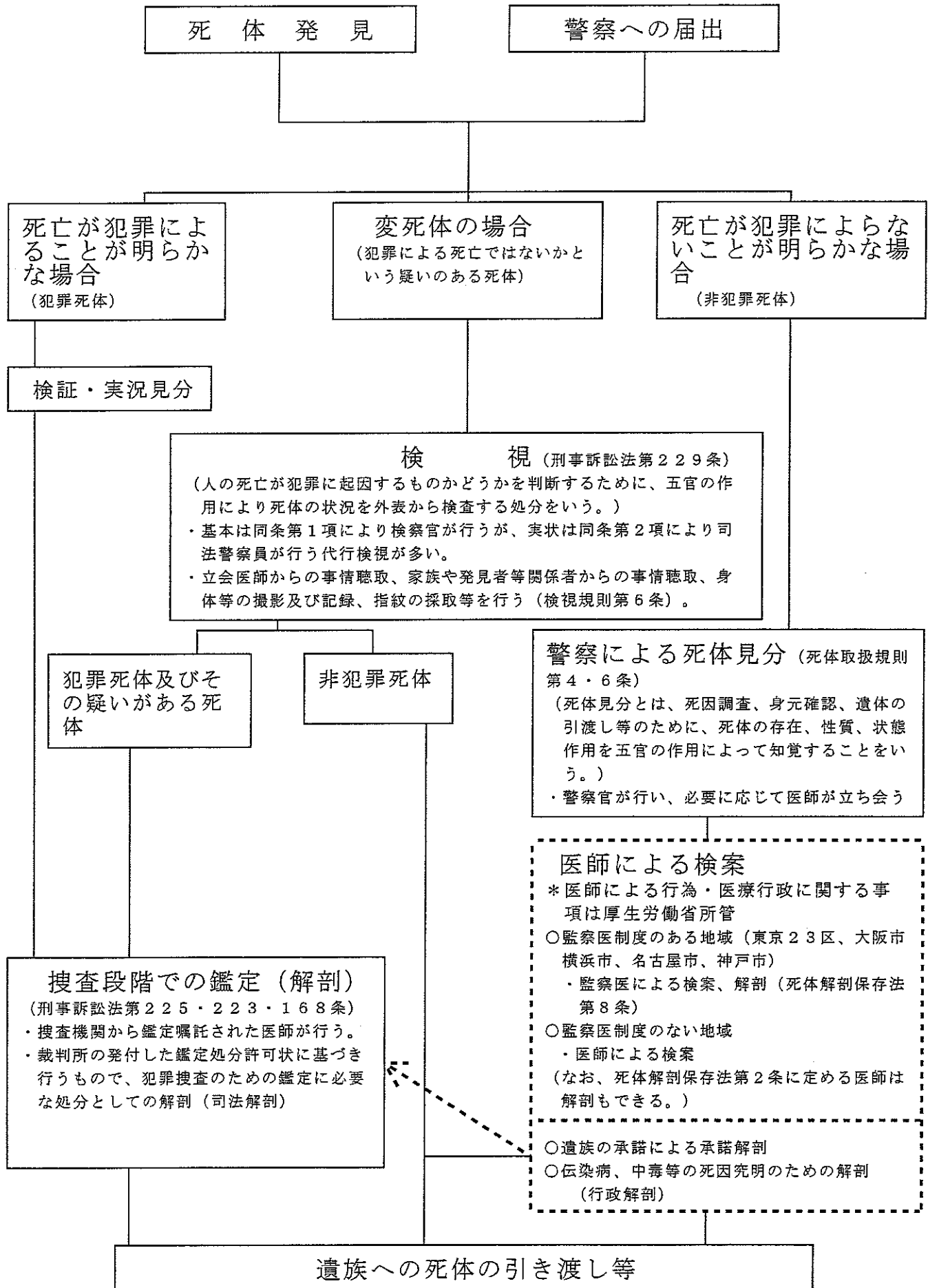
相談	相談件数			
		相談者	医療機関	1
			患者・患者遺族	
			その他	
		申請に至らなかった理由	医療機関からの同意を得ることができなかった	1
			ご遺族からの同意を得ることができなかった	
解剖の実施体制が取れなかった				
		警察への届出を勧めた		
		その他		
申請	受諾件数			0
		そのうち、警察に届け出られた後、司法解剖とならず、当該モデル事業の対象となったもの		
	受諾しなかった件数			0
		理由	ご遺族から解剖の承諾が得られなかった	
			依頼医療機関において取扱規定を遵守できなかった	
			(関係する医療機関からモデル事業参加の依頼がなかった)	
警察への届出を勧めた				
その他				
解剖	解剖実施件数			0
		そのうち、死体解剖保存法11条に基づいて警察に届け出たもの		
	解剖結果報告書作成済			
調査	調査進行中			
	調査終了			
評価	地域評価委員会にて検討中			
	評価結果報告書作成済			
	中央評価委員会検討中			
評価結果の内容	関係診療科	外科系		
		内科系		
		複数	外科系のみ	
			内科系のみ	
			内科・外科にわたる	
	評価結果について	病死		
		診療行為と死因に関係がある(以下複数選択)		
			医薬品	
			治療処置	
			医療機器	
			検査	
			療養上の世話	
			その他	
診療行為と死因との関係は不明				
評価結果の概要・再発防止策の具体的内容				

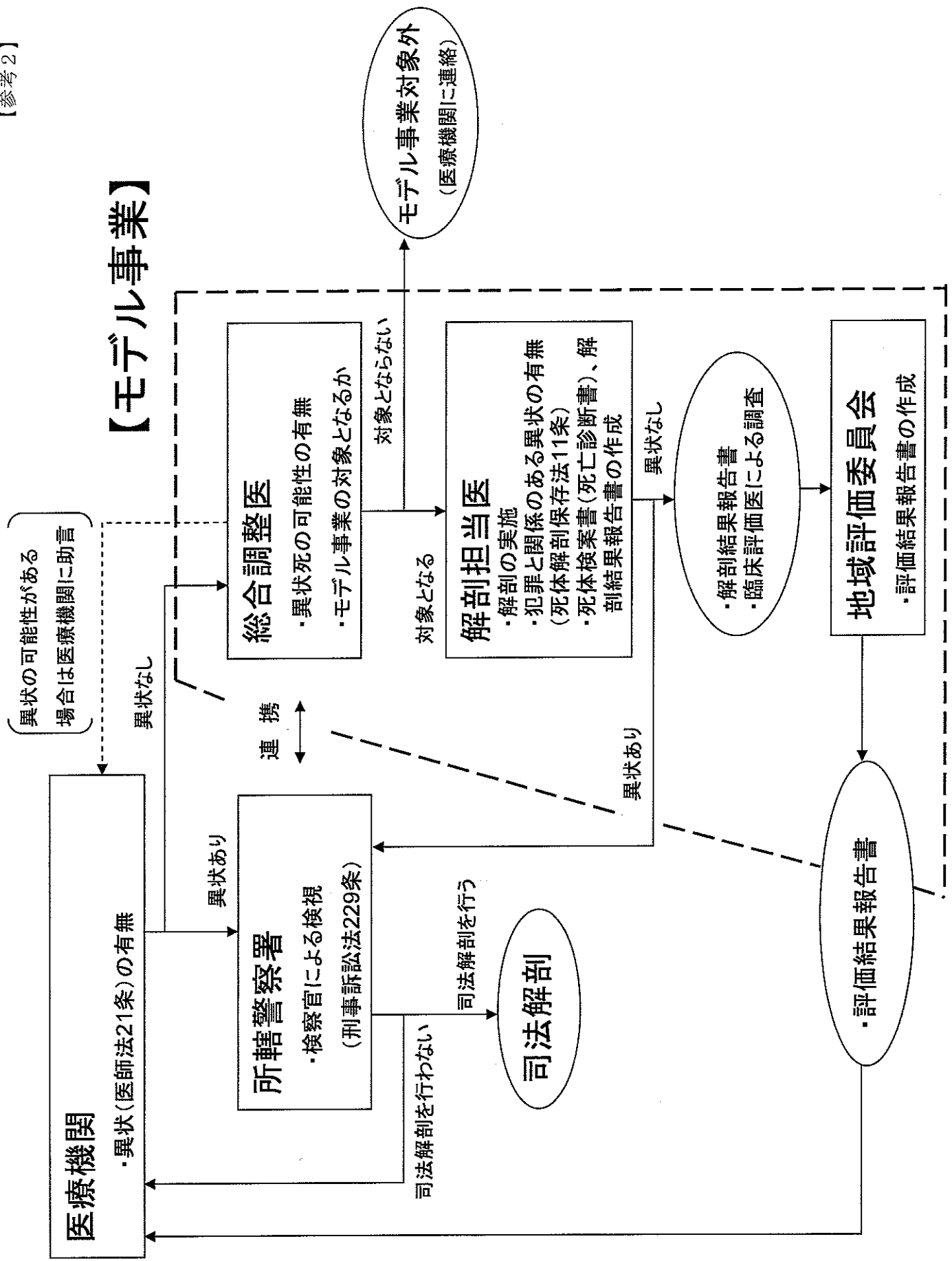
実績報告(件数)(地域:茨城地域 2月1日~2月24日)

相談	相談件数			
		相談者	医療機関	
			患者・患者遺族	
			その他	
	申請に至らなかった理由		医療機関からの同意を得ることができなかった	
			ご遺族からの同意を得ることができなかった	
解剖の実施体制が取れなかった				
警察への届出を勧めた				
その他				
申請	受諾件数			1
		そのうち、警察に届け出られた後、司法解剖とならず、当該モデル事業の対象となったもの		
	受諾しなかった件数			
		理由	ご遺族から解剖の承諾が得られなかった	
			依頼医療機関において取扱規定を遵守できなかった	
			(関係する医療機関からモデル事業参加の依頼がなかった)	
警察への届出を勧めた				
その他				
解剖	解剖実施件数			1
		そのうち、死体解剖保存法11条に基づいて警察に届け出たもの		
	解剖結果報告書作成済			
調査	調査進行中			1
	調査終了			0
評価	地域評価委員会にて検討中			1
	評価結果報告書作成済			0
	中央評価委員会検討中			0
評価結果の内容	関係診療科	外科系		
		内科系		
		複数	外科系のみ	
			内科系のみ	
	内科・外科にわたる			
	評価結果について	病死		
		診療行為と死因に関係がある(以下複数選択)		
			医薬品	
			治療処置	
			医療機器	
検査				
療養上の世話				
その他				
診療行為と死因との関係は不明				
評価結果の概要・再発防止策の具体的内容				

検 視 等 の 仕 組 み

【参考1】





診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の標準的な流れ

I 事業の趣旨、目的

医療の質と安全性を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について、臨床面及び法医学・病理学の両面からの解剖所見に基づいた正確な死因の究明と、診療内容に関する専門的な調査分析とに基づき、診療上の問題点と死亡との因果関係とともに、同様の事例の再発を防止するための方策が専門的・学際的に検討され、広く改善が図られていくことが肝要である。

そこで、医療機関から診療行為に関連した死亡について調査依頼を受け付け、臨床医、法医及び病理医を動員した解剖を実施し、更に専門医による事案調査も実施し、専門的、学際的なメンバーで死因究明及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を行うものである。

現代の医療は多くの医療者が関与するシステムとして運用されていること、そして、個々の医療者は人間でありミスはあり得ることから、個々の事故事例等をもとに強靱なシステムを構築していくことが医療にとって最重要課題であることは、先進国の一致した考えである。

先に述べたとおり、当該モデル事業は、患者遺族及び依頼医療機関に適正な死因究明及び医療の評価結果を提供することによって医療の透明性の確保を図るとともに、医療安全の向上の一助となることを趣旨目的とするものであって、関係者の法的責任の追及を目的とするものではないことに十分留意すべきである。

なお、本記載は、各モデル地域において、その実情に応じて細部について適宜変更することは差し支えない。ただし、当該モデル事業が成功するためには、患者遺族及び依頼医療機関への適切な情報提供をはじめ、当該モデル事業の意義について広く国民の理解を得る必要があることから、公平性・透明性にはことさらに配慮が求められることは言うまでもない。

II 現行の法律、制度との関係

当該モデル事業は、死因が一義的に明らかでない死亡や診療行為の当否が問題となる死亡を対象とすることになるが、もとより当該モデル事業は、医師法 21 条等の異状死届出制度について何ら変更を加えるものではない。すなわち、死体を検案した医師において異状死であると認めた場合には、直ちに所轄警察署に届け出る義務があり、これは診療を受けている間の死亡についても何ら例外ではない（最高裁平成 16 年 4 月 13 日判決）。

ただし、適正な死因究明及び医療の評価を行い、それを遺族及び依頼医療機関に供することによって、医療の透明性の確保と医療安全の向上の一助となるという当該モデル事業の趣旨目的にかんがみ、警察に届け出られた事案についても、司法解剖とならなかった場合で、当該取扱規定に合致するものは、当該モデル事業の対象とすることができることとする。

Ⅲ 事業の体制組織

本事業の組織体制は、中央事務局とモデル地域のそれぞれについて、次のとおりとする。

1. 中央事務局

社団法人日本内科学会に中央事務局を設置する。

中央事務局には、運営委員会と中央評価委員会を設置する。各委員会の委員は別に定める。

中央事務局長が当該モデル事業の管理、運営に当たる。

2. モデル地域

中央事務局がモデル地域を指定し、モデル地域と調整の上、必要な経費の支払い等を行う。

モデル地域においては、関係学会、大学、都道府県医師会、都道府県等の協力を得て、受付・調査、解剖、評価を担当する部署又は担当者を定め、中央事務局に登録する。

Ⅳ 事業の内容と手順

1. 事業内容

(1) 事業内容

全国数カ所のモデル地域において、診療行為に関連した死亡の調査依頼を受け付け、死因を究明し診療行為との関連性を評価し、地域評価委員会が評価結果報告書を作成し、依頼医療機関と患者遺族に報告する。地域評価委員会の評価結果を中央評価委員会が、評価するとともに、再発防止策等を総合的に検討する。また、中央に運営委員会を設置し、モデル事業実施上の課題等を踏まえて、運営方法等を検討する。

(2) 対象事例数

年間約200例を想定。モデル地域は、1ヶ月毎に実施状況を中央事務局に報告し、予定数を終了した場合は、当該年度における事例の受諾を終了する。

(3) モデル地域

現在のところ、札幌市、新潟県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、茨城県、福岡県を予定。

2. 事業にかかる業務と手順

(1) モデル地域

1) 受付・調査

i) 業務体制

① 総合調整医

総合調整医は、必要に応じて調整看護師に指示を与え、当該モデル事業の中心的役割を果たす。

② 調整看護師

調整看護師は総合調整医との連携を図り、当該モデル事業の中心的な役割を果たす。

調整看護師は時間給のアルバイトで雇うか、非常勤で中期的に雇用するか、医療機関のリスクマネージャー等を活用するか等は、地域の実情に即した方法で行う。

初年度は、調整看護師（必要に応じて総合調整医）は、臨床経験が豊富で医療安全、法医学、医事法規、メディエーション、被害者学など当該モデル事業に関連する知識についての数日間の短期の講習を受けるものとする（東京都監察医務院等の協力を得る）。

なお、調整看護師は当該モデル事業において重要な役割を担うこととなるため、今後、十分な研修等が必要であり、早期に確保することが困難な人材である。当面、総合調整医が合わせてこれらの役割を担うことが想定されるが、将来に向けて、総合調整医や調整看護師を育成するための組織的で比較的長期のプログラムを具体的に検討する必要がある。

③ 臨床評価医（臨床立会医の兼任も可）。

臨床評価医は、関係診療科を専門とする医師とし、調整看護師との連携を図り、臨床面での調査に当たる。

ii) 業務手順

- ① 調査受付窓口にて、医療機関からの依頼電話を受け付ける。受付時間は、各モデル地域においてあらかじめ決め、周知した時間内とする。
- ② 当該モデル事業の対象とする事案については、取扱規定の内容についての同意を踏まえた依頼書、患者遺族の同意書、事案報告書、調査分析に必要な資料等の速やかな提出を求める。複数の医療機関にわたって医療行為が行われており、それぞれ調査が必要な場合は、それぞれの医療機関からの依頼を必要とする。
- ③ 当該モデル事業の対象とならない事案については、その旨を依頼医療機関に文書にて連絡する。
- ④ 臨床評価医、調整看護師が医療機関において診療録、画像などの確保と調査や聞き取り等、原因究明及び診療行為との関連の評価等に必要な事項について、臨床面からの調査を行う。
- ⑤ なお、警察との連携を図るため、総合調整医と警察との間で、あらかじめ、相互の連絡先、異状死の届出先など、当該モデル事業を開始するために必要な事項について協議するとともに、平素から緊密な連絡体制を確立しておくことが重要である。

iii) 業務内容

① 総合調整医

- ・ 調査分析依頼に関し、依頼医療機関からの情報等に基づき、あらかじめ取りまとめた「取扱規定」等を踏まえて、受諾の可否について判断を行う。
- ・ 患者遺族及び依頼医療機関との連絡調整、相談を行う。
- ・ 関係診療科臨床評価医との連絡調整を行う。
- ・ 異状死の届出対象となる事案については、直ちに警察に届け出るよう医療機関へ助言する。

②調整看護師

- ・ 窓口業務を行う（医療機関からの依頼電話の受付、モデル事業申請書の受付、取扱規定の内容について医療機関の同意を得る）。
- ・ 必要に応じ、患者遺族、依頼医療機関に対し当該モデル事業について説明を行い、問い合わせに対応する。
- ・ 患者遺族及び依頼医療機関との連絡調整、相談を行う。
- ・ 総合調整医（ないし法医又は病理医）へ連絡し、受諾の可否について判断を仰ぐ。
- ・ 受諾可否について依頼医療機関に連絡し、医療機関依頼書、患者遺族同意書、事案報告書、調査分析に必要な書類等の提出を求める。
- ・ 臨床評価医との連絡調整を行う。
- ・ 患者遺族に対し事情聴取を行う。
- ・ 臨床評価医を支援し、医療機関における診療記録等の確保、聞き取り調査を行う。
- ・ 資料の整理を行う。

③臨床評価医

- ・ 患者遺族に対し事情聴取を行う。
- ・ 医療機関から提出された診療記録等の調査、聞き取り調査を行う。

2）解剖

i）業務体制

解剖は、解剖担当医（法医、病理医）及び、関係診療科の臨床立会医（臨床評価医の兼任も可）並びに、調整看護師の立ち会いの下で行うこととし、原則として当該事案が発生した医療機関以外の医療機関に所属する者とする（一県一大学の場合もあり、医師のうち少なくとも一人以上は当該事案が発生した医療機関以外の医療機関に所属する者とすべきであるという意見や、病理以外の医師、すなわち法医、臨床の専門医については、当該事案が発生した医療機関以外の医師とすべきであるとの意見もあるが、本事業の公平性及び透明性を担保するようこれらの医師の所属についてできるだけ配慮する必要がある）。原則として患者遺族（又はその代理人を含む）、依頼医療機関からの解剖立会は認めない。

ii）業務手順

- ① 受付時間、当番等については地域ごとにルール化し、あらかじめ周知しておく。
- ② 解剖を行うにあたり、解剖に必要な事項について医療機関から提出された診療記録等の調査や聞き取りを行う。
- ③ 解剖を行う。薬物検査が必要な場合には、検査を行うか、検査可能な機関に依頼する。
- ④ 死体検案書又は死亡診断書（以下、死体検案書という）、解剖結果報告書を作成する。
- ⑤ なお、解剖した結果、死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは患者遺族、依頼医療機関に対し速やかにその旨を伝えた上、死体解剖保存法第 11 条に基づき警察に届ける。

iii）業務内容

①総合調整医

- ・ 解剖担当医、関係診療科臨床立会医との連絡調整を行う。

②調整看護師

- ・ 解剖担当医、臨床立会医との連絡調整を行う。
- ・ 解剖と患者遺族に対する解剖結果の説明に立ち会う。
- ・ 検体の送付を行う。
- ・ 資料の整理を行う。

③解剖担当医（法医、病理）

- ・ 依頼医療機関と協議の上、解剖実施の段取り（現地解剖、遺体搬送等）について連絡調整を行う。
- ・ 解剖に必要な事項について医療機関から提出された診療記録等の調査や聞き取りを行う。
- ・ 解剖について患者遺族に説明を行う。その際、解剖を実施した施設における臓器、検体の保存方法等についても説明する。
- ・ 解剖を行う。
- ・ （執刀医）解剖当日に死体検案書（埋葬許可証に添付するもの、暫定診断や死因不詳も可）を作成する。死体検案書は患者遺族、依頼医療機関に渡し、結果を伝える。
- ・ 死体検案書の修正が必要な場合には、後日、役所、役場に差し替える。患者遺族が修正された死体検案書を希望した場合には、後日、渡す。
- ・ 解剖所見を整理、検討し、医療行為との関連性等を含む解剖結果報告書を作成し、関係診療科の臨床立会医等、病理医、法医の三者が署名した上で評価委員会に提出する。

④臨床立会医（関係診療科）

- ・ 解剖に必要な事項について医療機関から提出された診療記録等の調査や聞き取りを行う。
- ・ 解剖に立ち会う。患者遺族に対する解剖結果の説明にも立ち会うことが望ましい。
- ・ 解剖所見を整理、検討し、医療行為との関連性等を含む解剖結果報告書を作成し、関係診療科の臨床立会医等、病理医、法医の三者が署名した上で評価委員会に提出する。

3) 評価

i) 業務体制

総合調整医、調整看護師、法律関係者をコアメンバーとし、解剖担当医及び複数の関係診療科の臨床評価医等を加えた必要人数で構成された地域評価委員会を設置する。

ii) 業務手順

- ① 地域評価委員会を開催し、評価結果報告書を原則として3ヶ月以内に作成する。その際、調査、解剖結果報告書を踏まえ、当該事例に関する問題点を抽出し、可能な範囲

で対応策を提言する。評価結果報告書案は臨床評価医が作成する。また、当該事例等にシステム上の問題がある場合には、その旨を明記する。

- ② 地域評価委員会において、特別な事情がある等により評価が困難な事案等については、中央評価委員会に支援を求めることができる。
- ③ 医療機関及び患者遺族に評価結果報告書を渡し、患者遺族、医療機関への説明は地域評価委員会委員長の同席の下で臨床評価医が行う。また、調整看護師が同席することが望ましい。原則として同一機会に説明を行う。
- ④ 評価結果報告書の写しを中央評価委員会に送付する。

iii) 業務内容

評価結果報告書を原則として3ヶ月以内に作成する。

(2) 中央事務局

1) 事務局窓口

i) 業務体制

あらかじめ、決められた時間内で1～2名配置する。

ii) 業務内容

- ・ モデル地域からの地域評価結果報告書及び関係資料等の受理、集計結果や実績等の還元等、モデル地域との連絡調整を行う。
- ・ 運営委員会・評価委員会等の開催の事務手続を行う。
- ・ 当該モデル事業の会計処理を行う。
- ・ 文書、資料等の保管管理を行う。
- ・ その他。

2) 中央評価委員会

i) 業務体制

各診療科、法医、病理医、法律関係者から構成された中央評価委員会を設置する。

ii) 業務手順

- ① 基本領域の19学会の代表者、法律関係者等をコアメンバーとし、必要に応じて、中央評価委員を選任する。
- ② 地域から送付された評価結果報告書等をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討を行う。
- ③ 評価結果報告書及び今後の予防策、再発防止策等を取りまとめ、運営委員会に提出する報告書を作成する（その際、事件事例等にシステム上の問題がある場合には、その旨を明記する）。
- ④ 評価結果や再発防止策等については、個人や医療機関のプライバシーに十分配慮した上で、関係機関や学会、所管省庁等への周知はもとより、広く国民に公表する方法について検討する。

iii) 業務内容

- ・ 地域から送付された評価結果報告書の評価を行う。
- ・ 地域評価委員会の求めに応じて、評価等に関し支援することができる。
- ・ 地域から送付された評価結果報告書をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討を行い、中央評価委員会報告書を作成する。
- ・ 中央評価委員会報告書を運営委員会に提出する。

3) 運営委員会

i) 業務体制

関連学会、医師会、法律関係者、その他で構成された運営委員会を設置する。関係省庁はオブザーバーとして出席する。

ii) 業務手順

- ① 中央評価委員会からの報告や、当該モデル事業実施中に生じた諸課題（異状死の取り扱い、公表方法等）を整理し、当該モデル事業の運営方法等について検討し、逐次、事業の見直しを行う。
- ② 合わせて診療行為に関連した死亡にかかる報告、調査分析等のあり方についての検討を行い、個人のプライバシー等に十分配慮した上で、必要な情報を公表する。

iii) 業務内容

- ・ 当該モデル事業の運営方法等について検討する。
- ・ 当該モデル事業の実績を事業実績報告書に取りまとめ、国への報告と一般への公表を行う。
- ・ その他、当該モデル事業に関する対外的な対応を担う。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業における共通事項(案)

＜モデル事業の目的＞ 診療行為に関連した死亡について死因究明及び再発防止策を総合的に検討する。

＜事業内容＞

共通事項		備考
受付窓口の設置		受付時間、連絡先等を周知する
総合調整医の配置	総合調整医が事業の対象となるかどうかを判断	あらかじめ、その日の担当者を決めておく
	総合調整医が異状死と考えた場合は、警察に届出するよう依頼医療機関に助言	
調整看護師の配置		総合調整医による兼務でも可
解剖担当医(法医・病理医)による解剖及び臨床立会医(関係診療科)による解剖立会		臨床専門医については、臨床評価医と臨床立会医とは同一でも別でも可。調整看護師の立会いは必須ではないが、解剖に立会った方がよい。
地域評価委員会の設置	患者遺族(及びその代理人)・依頼医療機関職員(主治医等)の解剖立会は原則として不可	
	解剖担当医は患者遺族に対して事前に説明(解剖の内容・遺体の引き取り方法などを含む)	
	解剖担当医は患者遺族、医療機関へ解剖結果を説明	
	解剖担当医は死体検案書(死亡診断書)を作成	
	解剖担当医、臨床立会医は解剖結果報告書を作成し、地域評価委員会へ提出	
	委員会は総合調整医、調整看護師、法律関係者、解剖担当医(病理、法医)、臨床評価医から構成	
調査取扱規定の遵守	臨床評価医は調査を実施し、評価結果報告書を作成	
	委員会は評価結果報告書を作成、中央評価委員会へ提出	
	委員会は評価結果報告書を医療機関・患者遺族へ説明	
	モデル事業参加について医療機関から依頼	
	依頼医療機関は遺族の同意を得る	
	依頼医療機関は調査委員会を設置、調査委員会は地域評価委員会へ協力	

注)モデル事業は現行制度の下で実施する。(医師法21条、死体解剖保存法11条等)

調査依頼の取扱規定

1. 当該モデル事業においては、原則として次の条件を満たす事例を調査対象とする。
 - (1) 当該モデル事業に調査分析を依頼する医療機関（以下、依頼医療機関という）は患者遺族に対し、当該モデル事業の内容、プロセス、期間、情報公開の方法、診療録等を第三者に提供することなどについてあらかじめ説明した上で、当該モデル事業に調査分析を依頼することについて資料1「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について（ご説明・同意書）」に基づき遺族の同意を文書で取っていること。
 - (2) 依頼医療機関においては、調査委員会を設置し、自ら原因究明のための調査等を行うこととすること。なお、診療所等、独自に調査委員会を設置できない医療機関については、医師会の協力を得ること等により、同等の対応を行うこと。
 - (3) 評価委員会からの評価結果報告書の内容だけでなく、患者の死亡に関して医療機関からご遺族に対して十分な説明と情報提供が必要であることについて了承していること。
 - (4) 依頼医療機関が、診療録、X線フィルム等必要な資料のコピーを提出することを了承していること。
 - (5) 搬送費用について、当該モデル事業の運営委員会が規定したルールに基づき負担することを了承していること。
 - (6) 当該モデル事業が現行制度の下で実施されていることにかんがみ、異状死として警察に届け出られたものについては、検視等の手続きを経た後でなければ、当該モデル事業の対象とすることができないことに留意する必要がある。なお、警察に届け出た場合に検視等が行われ、司法解剖とならなかった場合で、当該取扱規定に合致するものは、当該事業の対象とすることができることとする。
 - (7) 解剖の結果、死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは死体解剖保存法11条に基づき警察に届けることとなることを了承していること。
2. 依頼医療機関においては、事案発生直後の状態を保全する。なお、保全方法については、2ページのとおりとする。
3. 依頼医療機関は、事案の状況等について、3ページのとおり申請書を作成し、モデル地域の調査受付窓口にあらかじめ連絡した上でFAXする。
4. 当該モデル事業の対象として受諾された事案について、依頼医療機関の管理者は、資料2「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について（医療機関用）」の内容を確認し、依頼書に記名、押印の上、当該モデル事業の調査受付窓口へ提出する。
5. なお、複数の医療機関にわたって医療行為が行われており、それぞれ調査が必要な場合は、それぞれの医療機関からの依頼を必要とする。

医療機関における対象事案に関する証拠保全と初期の対応等

- 患者の遺族にモデル事業の説明を行った上で、書面による同意をとる。なお、遺族に事業の詳細な説明を求められた場合等は、調査受付窓口で電話し、説明を依頼する。
- モデル事業の調査受付窓口にあらかじめ電話で連絡した上で、3ページのとおり事案の状況等を取りまとめたモデル事業申請書をファックスする。
- モデル事業の対象として受理された場合には、必要に応じ、死体の搬送手続を行う。
- 点滴チューブ・カテーテル・気管支挿管等、事案に関連した可能性のあるものは抜去せず、注射器・点滴の内容はそのまま保存する。また、器具・薬液の添付文書（写）を提出する。
- 事案に関係した医師・看護師の全てが、事案の状況を経時的に記載し署名した事案報告書を作成する。事案の原因や問題点をわかる範囲で記載する。日本医療機能評価機構等他の機関への報告書と同様のものでもよい。
- 診療録（看護記録付）、手術記録、関連の写真類を提出する。
- 診療録の追記・修正は医療関係者の隠蔽行為と見なされ得る可能性があるもので、死後の記述を行う場合は既に記述している部分については消去せず、時間を記して追記する。
- モデル事業の調査担当者による調査を実施するため、調査担当者が当該医療機関に赴くか、当事者等が調査受付窓口へ赴くかなどについて、調査受付窓口の担当者（総合調整担当医、調整看護師等）と調整する。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業申請書

調査受付窓口責任者 殿

平成 年 月 日

医療機関管理者氏名（署名）

医療機関	名称：		診療科：	
	住所：		電話：	
	当該事案に関係した医師氏名・出身校（全員分記載のこと）：			
事業窓口	担当医氏名：		連絡先：	
	事務担当者氏名：		連絡先：	
死亡者	氏名（フリガナ）：		性別： 男 女	
	生年月日：明大昭平 年 月 日生（満 歳）			
	住所： 都道府県 区市町村 丁目 番 号（アパート・マンション名）			
遺族	代表者氏名（フリガナ）：		続柄：	
	連絡先：			
警察署	通報 有 （所轄警察署： ） 通報 無			
死亡の概要	死亡日時 平成 年 月 日 午前 午後 時 分			
	<臨床診断と治療経過>			
	<既往歴>			
	<推定死亡原因>			
	<死亡前後の状況、死亡までの経過>			
解剖場所 (予定がある場合)	事例発生病院 その他 （具体的に： ）			
特記事項等				

（注）この様式については調査受付窓口へ電話連絡の上、Fax し、送信後も電話にてご確認ください。

その際、次の①、②についてご注意ください。

- ① 医療機関の管理者及び患者のご遺族が当該モデル事業の「取扱規定」に同意していること。特に、患者ご遺族の同意書もあわせて Fax すること。あわせて Fax できない場合は特記事項欄に理由を付記すること。
- ② 同「取扱規定」に基づき、事案発生直後の状態を保全すること。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
第4回運営委員会 記録（案）

日時 平成18年1月13日（金） 10:00～12:00

場所 日内会館 4階会議室

出席者：

（委員）稲葉一人，勝又義直，加藤良夫，木村哲，楠本万里子，黒田誠，児玉安司，
佐伯仁志，鈴木利廣，寺岡暉，樋口範雄，山口徹

（地域）黒田誠（再掲），長崎靖，野口雅之

（オブザーバー）岡崎悦夫（病理），大原（法務省），池邊（警察庁），
田原，平野（厚生労働省）

（事務局）日本内科学会

1. はじめに

- ・ 新委員（日本看護協会楠本理事），新地域・茨城（地域代表 筑波大学野口教授）の紹介。
- ・ 東京大学川出教授は参考人として出席予定だったが，欠席であることを報告。
- ・ 平成18年度予算案について厚生労働省より報告。

2. 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の状況について

- ・ 計8例実施されたことを報告。
- ・ 茨城県において2月1日からモデル事業が開始される予定。
調整看護師は筑波大学を3月で退職する看護師に依頼する予定。解剖は筑波大学を主とし，筑波メディカルセンターでも実施する。12月21日に協力医の説明会を行った。

3. これまでの主な相談事例・受付事例について（非公開）

○ 公表について

- ・ 公表に関する遺族への説明は状況によっては解剖日までに行わず，段階を追って行う必要があるのではないか。

○ 異状死届出との関係について

- ・ モデル事業においては，①申請時点で総合調整医が異状の可能性があると考えた場合，異状死の届出をするよう医療機関に助言を行うこと，②解剖の経過で犯罪と関係のある異状を認めた場合，死体解剖保存法に基づいて警察に届け出ることを確認。
- ・ 異状死の届出後に行われる「検視等」については，次の3種類を総称したもの。見分（死体取扱規則）、検視（刑事訴訟法229条）、実況検分（任意捜査）。次回運営委員会までに改めて整理したい。

○ その他

- ・ 臨床立会医の確保が難しい場合もあるので，今後解剖施設や大学の協力を得たい。
- ・ 複数医療機関が関与している場合の取扱について検討したい。

4. 各種資料について（以下公開）

○ 評価結果報告書について

- ・ 評価結果報告書ひな形の趣旨を明確にした方が良い。
- ・ 「診療行為と関連した死亡」については，①診断にかかわる場合，②処置・治療にかか

わる場合の2通りある。例示にもその旨意識した方が良いのではないか。

- ・ 構成としては、まず死亡の原因について言及すべきではないか。
- ・ 死亡の回避性について言及してはどうか。回避性については、再発予防策のところに記載してはどうか。
- ・ 評価結果報告書には、①事実経過、②医学的評価、③法的評価（過失の有無）が含まれることが考えられる。このうち法的評価そのものを記載する必要はないのではないか。法的な判断の前提となる情報について、法律関係者を含む地域評価委員会において検討しながら盛り込んでいくことにしたい。
- 実績報告について
 - ・ 資料の通りの項目とすることについて了承された。
- 調査対象外となった事例への対応について
 - ・ 資料の通り調査対象外となった事例について対応することを了承された。
- 相談事例報告要領
 - ・ 資料の項目全てに対して記載する必要はないということ、どのような相談を記録に残すのかということについて要領に追記することとし、地域に配布することを了承された。（但し委員長一任）

5. モデル事業における公表について

- 説明方法について
 - ・ 「受付地域」「申請受付日」「解剖実施日」は具体的な事業実績の説明になるため、実績報告書やHPに掲載したい。
- 評価結果・再発防止策の公表について
 - ・ 事故の再発防止を目指すという趣旨のもとに評価結果も公表したい。但し極めて特殊な事例で個人識別ができてしまう場合は別途配慮する必要がある。
 - ・ 個別の評価結果と再発防止策は別に考えた方が良いのではないか。特に遺族の感情を考えると、無用なトラブルを招かないよう公表しない選択があった方がよい。
 - ・ 公表に関して同意を得ない場合でも再発防止策は公表する旨記載した方がよい。但し、再発防止策のみではわかりにくいのである程度具体的に踏み込む必要がある。
 - ・ 公表の要領、遺族の同意書、医療機関依頼書については可能な限り早く対応したいので、ご意見を踏まえて修正し、座長一任で決定することとしたい。

6. 情報の取扱について

- ・ 議論のための時間が十分にないため、メールでご意見をいただきたい。

7. その他

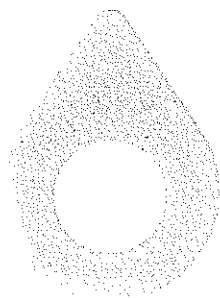
- ・ HPが12月に開設。各種資料の変更についても順次HPに掲載することとしたい。
- ・ 人材養成プログラムが2月4日、5日に実施されることを報告した。
- ・ 年度末に事業実施報告書を取りまとめることを了承された。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 現在の状況について(累計) 平成18年2月27日現在

	東京	愛知	大阪	兵庫	茨城	計
受付事例	9	1	1	0	1	12
評価結果報告書を交付した事例	0	0	0	0	0	0

(参考)

相談事例		7	1	7	2	0	17
受付に至らなかった理由	遺族の同意が得られなかった	4	0	2	1	0	7
	解剖の体制が取れなかった	0	1	0	0	0	1
	その他	3	0	5	1	0	9



診療行為に関連した
死亡の調査分析
モデル事業録

社団法人日本内科学会
モデル事業中央事務局

<http://www.med-model.jp/>

このたび患者様には、不幸な転帰をむかえられたことを心よりお悔やみ申し上げます。

このモデル事業は解剖所見に基づいた正確な死因の究明と、診療内容に関する専門的な調査分析に基づき、診療行為と死亡との因果関係の評価を行うものであり、医療の透明性の確保と医療安全の向上を目的とし、厚生労働省の補助事業として（社）日本内科学会が実施するものです。

このモデル事業では、患者様のご遺族に同意をいただき、ご遺体の解剖と専門医による臨床面の調査を行います。

目的・趣旨

診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果をご遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的としています。

成立背景

医療の質と安全性を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について、解剖所見と専門的な調査分析とに基づき、診療上の問題点と死亡との因果関係とともに、同様の事例の再発を防止するための方策が専門的・学際的に検討され、広く改善が図られることが肝要です。

“モデル事業の対象”となるのは？

診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止策を中立な第三者機関において専門的、学際的に検討するのが適当と考えられる事例。

なお、警察に届け出られた事例についても、司法解剖とならなかった場合にはモデル事業の対象となることがあります。

医療機関の皆様へ：医師法 21 条の異状死届出について変更を加えるものではありません。
死体を検案して異状を認めた場合は直ちに所轄警察署に届け出てください。

事業の流れ

- ①医療機関がご遺族に対しモデル事業の説明を行います。
- ②医療機関からモデル事業に調査分析を依頼します。調査受付窓口において、モデル事業の対象として受諾するかどうか判定いたします。
- ③モデル事業調査担当医師がご遺族・医療機関に対する聞き取り調査や診療録の調査を行います。
- ④モデル事業解剖担当医師が解剖を行います。死亡検案書（または死亡診断書）を患者様のご遺族と医療機関にお渡しし、暫定的な結果について解剖医より説明いたします。後日、解剖所見を整理、検討し、解剖結果報告書を作成します。

ご遺族の皆様へ：解剖では、ご遺体のいろいろな臓器（心臓・肺・肝・腎・脳など）や胃内容物、血液、尿などについて観察、検査すると共に、一部は検査のために保存されます。解剖後はご遺体を清拭し死化粧を施すなど、礼を失わないよう配慮されます。

- ⑤調査結果と解剖結果等をもとに、モデル事業担当医師や看護師、法律関係者等によって構成される地域評価委員会において、診療行為と死亡との因果関係の評価を行い、通常約3ヶ月で評価結果報告書を作成します。評価結果報告書の内容について患者様ご遺族及び医療機関に説明を行ないます。
- ⑥評価結果報告書をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討し、プライバシーに十分配慮した上で、実績を公表します。

※患者の遺族とは、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む）とします。

※解剖した結果、ご遺体について犯罪と関係のある異状があると認められたときは患者様ご遺族、医療機関に連絡をした上で、死体解剖保存法11条に基づき解剖医から警察に届出を行います。

モデル事業



調査依頼

モデル地域

中央事務局

受付

評価結果
報告

解剖

運営

調査の実施

支援・助言

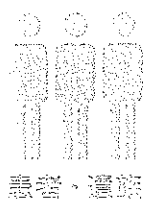
分析・評価

お知らせ

事業
説明

同意

評価結果
報告



個人情報の取り扱いについて

このモデル事業で扱う資料等の多くが慎重に取り扱われるべき個人情報であることから、モデル事業の担当者には守秘義務がかけられており、また、提出した資料等は厳正に管理されることとなっておりますので、個人名、医療機関名などが公表されることはありません。

①使用、管理、保存

当院が提出した診療録等の写し等は、モデル事業において調査、評価にかかわる医師、地域評価委員が使用し、調査終了後に医療機関に返却又は破棄されます。評価結果報告書の写しは、(社)日本内科学会内に設置されているモデル事業中央事務局に送付され、中央評価委員会(各診療科医師、看護師、法律関係者によって構成)にて使用されます。解剖結果報告書、評価結果報告書、その他関係の書類はモデル地域において調査受付窓口が管理を行い、調査終了後5年間保存します。

②情報提供

死体検案書(又は死亡診断書)は解剖担当医より提供されます。また、評価結果報告書はモデル事業の地域評価委員会より提供されます。解剖結果報告書は評価結果報告書と共に提供します。

③モデル事業実績の公表

このモデル事業は、医療安全の向上を目的とし、国庫補助事業として実施されていることから、モデル事業で実施した分析結果については、モデル事業中央事務局において多数の事案を取りまとめた上で公表されることとなっております。その際、個人名や医療機関名が特定されることはありません。

モデル事業による調査分析の同意

以上の説明のとおりこのモデル事業の内容等にご了解の上、モデル事業による調査、分析に同意いただける場合は、同意書に必要事項をご記入ください。

なお、調査受付窓口の受付状況や患者様ご遺族のご要望によっては、依頼が受諾されないことがありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

東京都 【月～金曜日 9:00 ～ 17:00】

対象：東京都内の医療機関

調査受付窓口：東京大学医学部法医学教室内 モデル事業事務局

tel.03-5841-3364 fax.03-5841-3368

茨城県 【月～金曜日 9:00 ～ 17:00】

対象：茨城県内の医療機関

調査受付窓口：筑波大学付属病院病理部内 モデル事業事務局

tel.029-852-5566 fax.029-852-5566

愛知県 【月～木曜日 9:00 ～ 17:00】【金曜および祝前日 9:00 ～ 12:00】

対象：愛知県内の医療機関

調査受付窓口：愛知県医師会内 モデル事業事務局

tel.052-264-0753 fax.052-251-1420

大阪府 【月～木曜日 9:00 ～ 17:00】

対象：大阪市内の病院及び大阪府内の大学付属病院

調査受付窓口：大阪大学医学部法医学教室内 モデル事業事務局

tel.06-6816-9500 fax.06-6816-9501

兵庫県 【月～金曜日 9:00 ～ 16:00】

対象：西区と北区を除く神戸市内の医療機関

調査受付窓口：神戸大学医学部法医学教室内 モデル事業事務局

tel.078-341-6466 fax.078-341-1987